

第 7 次 久留米市地域福祉活動計画 策定方針（案）

令和 7 年 月

久留米市社会福祉協議会

1 はじめに

- ◇社会福祉協議会は、昭和26(1951)年に戦後の混乱期を経て、民間社会福祉事業団体の組織統合による民間社会福祉活動の強化を図るために、全国及び各都道府県に組織が発足された。その後、昭和58(1983)年に市町村社協が法制化された。
- ◇本会では、これまでに「久留米市地域福祉活動計画」を策定し、「久留米市地域福祉計画」と「基本理念」「基本目標」「重点課題」を共有して市や地域、団体等と連携・協働しながら、地域福祉を推進してきた。
- ◇令和2年度には、市社会福祉協議会と市が、「地域福祉の推進」という共通の目的に向け、より一層連携して施策を展開するために、2つの計画を一体化した「くるめ支え合うプラン」(以下「プラン」という。)を策定した。
- ◇プラン策定以降、社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための施策として「重層的支援体制整備事業」が創設されるなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みが充実してきている。
- ◇全国社会福祉協議会では、地域の状況が多様化するなか、各地域の実情に応じた活動・事業の展開が求められていることから、自らの活動・事業を振り返り、組織強化を図っていくための指針として、「社会福祉協議会基本要項2025」の策定に向けて検討が進められている。
- ◇本会では、地域共生社会の実現に向けた市の施策に主体的かつ積極的に関わり、地域における支え合いの仕組みづくりをより一層推進するため「第7次地域福祉活動計画」を策定する。

2 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

◇全国社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画策定指針」に基づく計画

◇社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する「地域福祉計画」を実現・実行するための計画

※地域福祉計画及び地域福祉活動計画の目的は「地域福祉の推進」であり、補完し合うことで、共通の政策・施策・事業を協働しながら分担して進めることができると考えられるため、より実効性のある計画とするため、次期プランについても従前通り一体的に策定する。

(2) 次期プラン期間

令和8年度から令和12年度までの5か年

(第4期久留米市地域福祉計画と同期間)

(3) 社会福祉協議会の各計画等との関係

◇プランを上位計画とし、そのめざす姿の実現に貢献するため、プランと計画期間を同じくする「中期経営計画」及び単年度ごとの「事業計画」を策定。

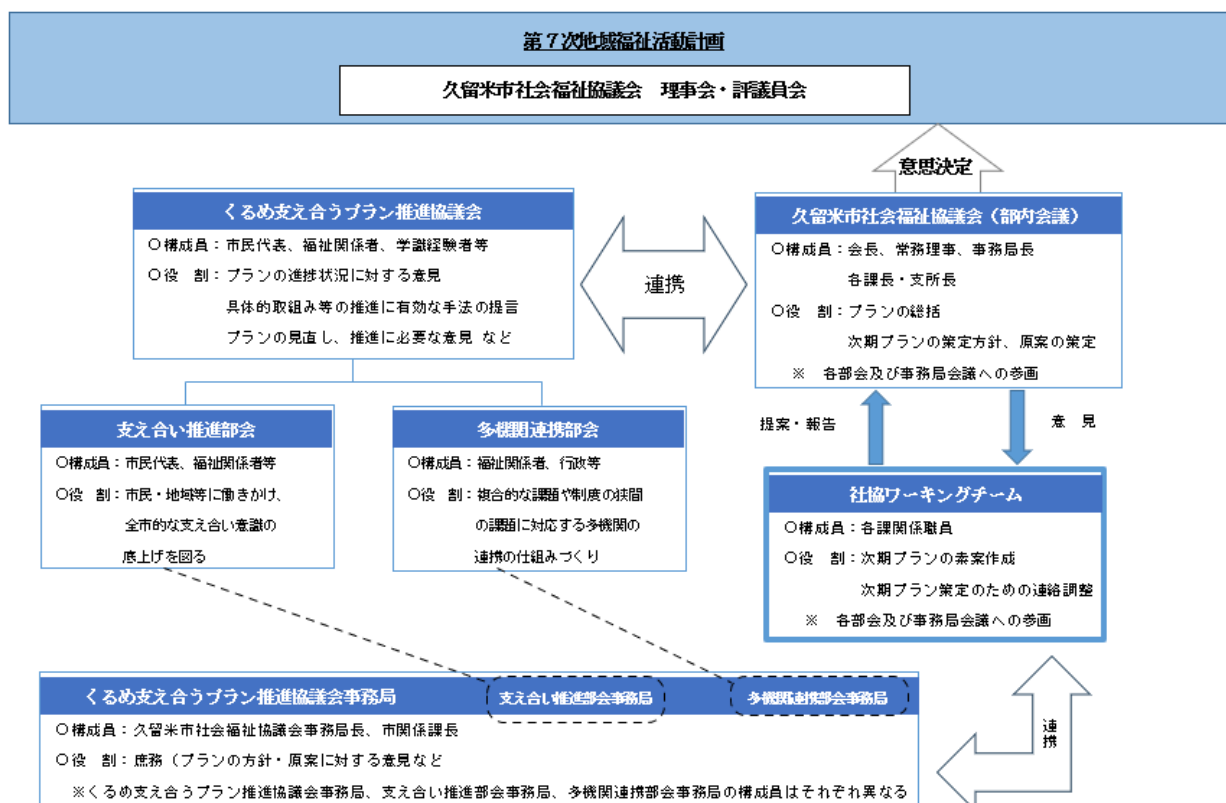
3 プラン策定体制

◇市と一体的にプランを策定し、かつ、分野を超えて地域福祉を推進するため、地域住民、福祉関係者、市民活動団体関係者、大学教授などの委員から組織される「くるめ支え合うプラン推進協議会」において、プランの審議等を行う。

◇「くるめ支え合うプラン推進協議会」並びに、市に設置される「支え合い推進部会」及び「多機関連携部会」に事務局として参画し、市とともに支え合いの意識醸成や支援関係機関の連携の仕組みづくりについて協議を行う。

◇重層的支援体制整備事業における会議体や、生活支援体制整備事業における協議体を活用し、包括的な支援体制の構築に向けた取組みに参画する多様な主体の意見聴取を行う。

◇「くるめ支え合うプラン推進協議会」での審議等を踏まえ、久留米市社会福祉協議会理事会・評議員会で計画を決定する。



4 プラン策定の基本姿勢

- ◇現プランの取組みを踏まえ、現状や課題を整理する。
- ◇全国社会福祉協議会が示す、「社会福祉協議会基本要項2025」等を踏まえる。
- ◇「地域共生社会」の実現のため、プランのめざす姿を分かりやすく伝える。
- ◇地域住民をはじめとする多様な主体と策定過程を共有することで、地域福祉の意識醸成を図る。
- ◇進捗状況を評価しやすい成果指標を設定する。

策定過程における住民等の意見聴取方法

- ◇ 関係機関・団体等へのヒアリング、アンケート
- ◇ ワークショップ
- ◇ 市民意識調査
- ◇ 市民説明会、パブリック・コメント

5 計画に盛り込むべき事項

- ◇地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ◇地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ◇地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ◇地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ◇包括的な支援体制の整備に関する事項

6 プランの推進体制

(1) 校区福祉活動計画の推進

- ◇プランの推進にあたっては、地域住民と一体となって取り組むことが重要であるため、プランを踏まえた「校区福祉活動計画」の策定を支援する。
- ◇校区福祉活動計画の策定にあたっては、地域の多様な主体と連携・協働し、プランのめざす姿を共有しながら主体的な行動・活動を支援する。
- ◇取組みの内容等については、地域の実情を勘案しながら絶えず見直し・検討を行う。

(2) 社会福祉協議会内部体制等

- ◇中期経営計画の進捗状況を確認し、整合性を図りながら、関係各課の横断的な連携のもと、包括的な取組みとして推進していく。
- ◇「くるめ支え合うプラン推進協議会」の提言を踏まえ、部内会議等による点検・評価を実施する。

計画策定スケジュール

	令和6年度				令和7年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
ヒアリング (市と共同実施)		●————→ 実 施			-----→ 必要に応じ実施			
ワークショップ (市と共同実施)				●————→	-----→ 必要に応じ実施			
くるめ支え合うプラン推進協議会	←————→ 3回開催				←————→ 3回開催予定			
支え合い推進部会への参画 多機関連携部会への参画			↔ 各1回開催		←————→ 各1回程度			
市社協理事会・評議員会			3月 ↔ (策定方針案の提案)			10月 ↔ (進捗状況説明)		3月 ↔ (計画の決定)